

令和3年12月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和3年12月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年12月9日 午前9時宣告

開 議 令和3年12月9日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	下八川久夫
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	山本 清和

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年12月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和3年12月9日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第77号 | 令和3年度佐川町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第2 | 議案第78号 | 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第79号 | 令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第80号 | 佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第81号 | 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第82号 | 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第83号 | 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 発委第3号 | 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書 |
| 日程第9 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 77 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番（松浦隆起君）

補正予算の 19 ページの特例給付金についてお伺いをしたいと思います。

まず、1 点目に、これ国の子育て世帯 10 万円給付のそのうちの 5 万円の給付だと思いますが、その給付の時期、いつごろに給付されるのか。それから、これは 10 万円のうちの 5 万円ですが、残りの 5 万円を国としては基本的にはクーポンということですが、今報道等でもされておりますが、昨日、総理も明確に申しておりましたが、現金給付でも構わないということで、一般の方の声をお聞きするとやはり現金給付のほうがいいということですが、佐川町としてはクーポンにするのか現金給付にするのか、できれば現金給付で早い時期に給付をしていただければと思います。その見解をお伺いしたいと思います。

で、最後にもし可能であればこの一括で 10 万円給付するという自治体も出てきておりますが、これはもし可能であれば経費的、それから職員の方の事務量を考えると一括で済めば問題ないのではないかと思います。時間的なこと、それからある自治体の首長が言われておりましたが、国がペナルティーをかけなければやるということで、国の方針がまだ定まっていない状況なので、一括でできるかどうかの判断も難しいかもわかりませんが、このあたりをどうお考えになっているのか、この 3 点お聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

補正予算書でいけば 19 ページの大きな金額の 9,500 万円のところだと思いますけれども、まずですね、少し説明を、制度の説明をさせていただきますと、この給付金につきましては 18 歳以下の子供さん、一人当たり 10 万円相当を給付する子育て世帯の臨時特例給付金ということになってます。で、その内訳として今議会に提出をさ

せていただいております、現金で5万円給付、これは先行給付金というふうに国のほうでは呼んでおりますが、それと、クーポン券を基本とした5万円相当分の、これ2つの給付金で制度上成り立っているというものでございます。

で、まず最初の御質問の先行の給付金の5万円についてはいつ給付ができるのかという話がありましたが、現在、担当のほうで準備を進めておりまして、12月の27日、年内にまずは児童手当を受給されております中学生以下、これは公務員を除きますけれども、この方々に対して、まず町内ではおおよそ1,100人ぐらいやと思いますが、その方々に給付ができるようにということで準備を今進めております。

で、あとは残りの5万円の相当分の方でクーポン券か現金かというところの御質問があったと思います。国のほうはですね、今のところそのクーポン券を基本としたことで考えてほしいという話がありますけれども、昨今のいろいろ、例えば松井大阪市長の話であったり、ほかの自治体もあったと思いますが、現金給付をしたいという話が報道でも出ております。

で、佐川町の場合もですね、仮に国の制度、この基本どおりにクーポン券での仕組みを実施するということになりますと、例えば、町内での子育て向けの用品、それからサービスを扱っている商店等がやっぱり限定されると思います。そういったこともあって、子育て世帯にとってはですね、例えば買いたいと思った商品がなくてですね、ニーズに沿えないということも考えられるかと思います。それから、仕組みを作ったりということで、クーポン作ったりしないといきませんので、準備、それから事務的な部分についてもかなり労力を割かれると。もちろんその事務費的な経費もかかるということがあって、佐川町にとってはクーポン券でやるということは多く、デメリットが多いんじゃないかというふうに考えてます。ですからですね、そういうことも踏まえて佐川町においては残りの5万円についてもですね、現金で給付をしたいというふうに今考えております。

で、最後に、昨日一昨日松井大阪市長が言われているその10万円の一括給付に関してでございますけれども、これについては少し国の制度設計を少し御説明をさせていただきますと、この10万円の内訳については、まず5万円分の先行給付金分、これは緊急的な支援

として国の予備費を活用すると。で、児童手当の仕組みを活用することで、年内に支給を開始を目指すものというくくりになっております。残りの5万円相当分については、クーポン券を基本とすると。で、これは今は予算にないですが、国の補正予算に計上して令和4年の春の卒業、入学、新学期に向けた支援として給付するものということで、国が制度設計を考える中で、給付の趣旨、それから想定をする実施時期がこの2つが性格が違ってまいります。で、そういうことで、国のほうはですね、この10万円を一括して給付するということはそもそも想定していないということで、適切ではないというふうなことで、今、国のほうは発信をされているということでございます。あの、松浦議員の御提案につきましてもですね、一定、一括給付があれば事務費の軽減にはつながるということはあると思います。

ただ、現実的に現場を預かる立場として、今もう既に、5万円の先行給付金分ということで、準備を進めて、先ほど申し上げましたが、12月27日に支給に向けて、もうこの今議会議決いただければですね、すぐに発送しようと、通知を発送しようというふうに準備にとりかかっておりますので、これを一旦戻して10万円一括給付ということになりますと、もう一回準備をしないといけないということで、実務的に年内給付が間に合わないということになります。で、あとはおっしゃって、松浦議員もおっしゃっていただいてましたが、国の方針が今、その一括をして10万円給付することについて、国の補助が充てれるかどうかという判断がないと。示されていないということもありますので、仮にその判断がないときにですね、佐川町が先行して、この残りの5万円分も一括して給付するとなると、これはもともと国の10分の10、100%の補助事業ですが、あんまり受けられないという可能性もありますので、そうなってくると1億円近い分の財源を町から捻出せないかんということもあります。

そういったもろもろの事情がありまして、佐川町としてはトータルとしてはですね、一括給付ではなくて、年末にまず5万円と給付を始めて、入学、それから新学期でなにかと出費がかさむというふうに想定されます3月、これをめどにして現金残り5万円を現金で支給したいということで、担当課としては今考えております。以上です。

はい。わかりました。本来は国がきちっと方針を一律にして打ち出すべきであろうかと思えます。今の３点まではしてませんが、２点ぐらい出しているこの方針が変わりつつある、現場の自治体の職員の方、大変に御苦労されることだと思えますので、本来は一律で国が一つの方針を示せばいいと思えますが、今そういう状況ではありませんので、大変御苦労をおかけすると思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

できるだけ、２回目の現金給付も早い段階で給付されるようにしていただければと思えますが、先ほど、課長が言われたように、この国から出されている今回の給付に対するＱ＆Ａの中でもあくまでもクーポン配布というふうに国からも出ておりますので、そのへんがしっかり変更していただかないと、課長が言われたようになかなか一括は難しいかもしれません。

で、最後にもう１点だけ、その１６歳から１８歳をどのような手続で、どれぐらいをめどに、これも早くしてあげればよいと思うんですが、そのへんのめどをお聞かせいただければと思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この１６歳から１８歳まで、それから１５歳以下でも公務員の方についてはですね、申請が必要になってきます。その申請をするための個別の通知、これをできれば年内から遅くとも年明けにかけてですね、対象の御世帯のほうに通知をさせていただいて、申請書を出していただくというような手続に入る準備をしております。ですので、早ければ１月とかいう形で支給ができるのではないかというふうには考えております。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

５番（橋元陽一君）

同じく補正予算書 21 ページになります。

保健衛生費の予防費で、第３回のワクチン接種に向けての作業が始まるということだと思えます。この予防費の、これからですね、どういうふうに、どういうことを、どなたを対象に手続が開催に向かっていくか、概要で構いませんのでお知らせをいただきたいと思えます。

それから、同じくその 21 ページの下段になりますが、清掃施設費

の中でごみ収集委託料、1千万円以上の不用額が出ております。この清掃施設費については9千万近い中の負担金を除いた半分ぐらいがごみ収集委託料でして、4千万ちょっとの予算が組まれていたと思うんですけども、その4分の1が不用額となること自体どういうことが原因なのか、この説明をいただきたいというふうに思います。

それから3つ目については一般質問とも重なりますが、25ページ、土木費になりますけども、住宅総務費で今年度耐震工事申請者が増えたということで、追加予算が補正が組まれたというふうに捉えております。改めて、当初予定されていた補修費から加えて申請者が増えた数、何件くらいあったのか、そこを含めて説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

私のほうは21ページの中段あたりの予防費にかかる補正になりますが、新型コロナワクチンの3回目の接種に要する費用になっておりますが、この計上額につきましては、1回目、2回目で予算を計上させていただいております経費の今の執行残をみてですね、足りない金額について補正をさせていただいてるものになります。

で、手続的にはですね、3回目接種、一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたが、2回目接種から8カ月後に接種を3回目を打っていただくという形になりますので、一般の高齢者の方から順次2月の中旬以降、3回目の接種に移っていきますので、その方々に対してはおおむね、今のところはですね、接種の予定日から1カ月ほど前ぐらいを目安にして接種券を送ろうというふうな形で準備を進めております。その中で、基本的には1回目2回目と同じ医療機関、接種場所で、まあ町内ですね、打っていただくように日にちとか時間を指定させていただいたうえで接種をしていただくということで、今のところ担当課としてはその予定で準備を進めておりますので、接種券が届きましたら日にち確認していただいて、都合とかが悪ければキャンセルをしていただくなりということで、それは当然接種券を送るときにいろいろお手紙を出しますので、それをよく読んでいただいて接種いただきたいというふうに思います。以上です。

町民課長（片岡和子君）

私の方からは21ページの4款、2項、1目清掃施設費の中のごみ

収集委託料の不用額のことについて御説明させていただきます。

ごみ収集委託料につきましては収集運搬の確実な履行を重視しておりますことから、衛生、美観、臭気、臭いですね、等の問題への配慮が必要とされることであつたりとか、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有や道路網の熟知、また、ごみ分別の知識などが受託者に求められるということとともに、業務の継続性、安定的遂行が重要となっております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましては、当該業務の受託者にかかる資格要件、能力、委託料の額等について詳細に規定されているところですが、委託業務が適正に遂行されることが予定されるとともに、委託契約の方法につきましては、市町村の裁量に委ねられているところです。

こうしたことから、この業務につきましては、受託者が保有する設備や能力を考慮のうえ、適正な処理ができる業者を選定して、見積もりによる入札、随意契約により契約を行っております。町内の資格のある5業者のほうに見積もりを依頼しているところですが、設計の予定金額、予定価格に対しまして75%程度の見積もりをいただいております、そういったところで合計1千万円以上の不用額が出ているところです。

具体的に申し上げますと、A区域とB区域に分けて見積もりをいただいております。A区域につきましては佐川地区の一部と鳥の巣、斗賀野全域、尾川全域になっております。こちらのほうの設計金額、予定金額ですが、2,200万7,700円に対しまして、1,672万円で見積もりをいただいた方に今お願いをしています。あと、残りのB区域ですが、佐川地区の一部と永野全域、黒岩全域、加茂の全域につきましては、予定価格2,160万700円に対しまして、1,672万で見積もりをいただいた事業所の方に契約をして処理を行っていただいております。

以上のようなことからこの不用額が発生しているところです。以上になります。

建設課長（池内伸雄君）

お答えをさせていただきます。

まずですね、増額するに至った経緯、こういう理由があつて増額させていただくということ、件数との御質問でございますが、まず経緯から、一般質問と若干重なる部分もあるかもしれませんが、お

答えさせていただきます。

まず、増額するに至った経緯につきましては、ここ最近の状況としまして耐震改修に関する問い合わせ、また、申し込みが増加していることがあります。そのことに関しましていくつかの要因があると考えております。

まず、旧耐震基準の住宅所有者を対象に耐震対策の必要性及び補助事業の周知を行う事を目的として実施しております、個別訪問の成果が現れ始めているのではないかと考えております。

個別訪問につきましては、平成 27 年度から実施しており、令和 2 年度までの訪問実績は 325 件となっております。本年度につきましても個別訪問を実施することとしておりましたが、新型コロナの影響もありますことから、ダイレクトメールに変更し、100 件分を対象者に送付することとしております。

その他、考えられる要因としましては、町ホームページ上で耐震化事業について御案内をする佐川町耐震ポータルサイトを昨年 10 月に立ち上げ、周知を図っていること、町広報紙への掲載や役場庁舎内でのパネル展示など、耐震化率向上に向けて今まで取り組んできたことによる成果、また、外的な要因とはなりますが、高知県のテレビCMによる影響や事業者の営業活動などを含め、複合的な要因が重なったことが最近の申請増加につながっているのではないかと考えております。

件数のほうにつきましては、当初の予定で言いますと、診断を 60 件、設計を 40 件、工事を 40 件として予算を組んでおりましたが、11 月末現在においてはですね、診断が 49 件、設計が 47 件、工事が 44 件あっております。このため、耐震改修、設計及び工事にかかる補助金として、申請増加に対応するため、それぞれ 15 件分を増額補正させていただくものとなっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。

ワクチンにつきましては、1 回目、2 回目含めてかなりこう、通知がきてもなかなか読み取れない方々への丁寧な配慮がされて 80 数%の実施率が実現された、きたと思ってますので、ぜひ 3 回目に向けてですね、一応、個人通知をしてやりとりは始まりますので、そういった方々への手立ても、十分考慮されておると思いますけども、またよろしく願いしたいということをお願いしていきたいと

思います。

それから、清掃費委託のほうにつきましてはいろいろ説明いただいてわかりました。なお、予定価格と落札の関係の落差の中で私はやっぱり従業員の方々の賃金等ですね、かなり大変な仕事をされていますので、そういった方に見合った報酬となるように、そこがなかなかチェックがしにくいかもしれませんが、ぜひ働いている方々の賃金等に波及しないように目も届けていただきたいなというふうに思います。

そしてまた、住宅、耐震化については戸別訪問がかなり功を奏してきているということ等も言われております。ぜひ、一般質問のときも申しましたけども、本当にいつ起こるか、いつ起きても不思議ではない状況にきている中で、耐震化事業というのは極めて住民の命を守る大切な事業になると思いますので、重ねてまた住民への周知のほうも徹底して、予算のほうもしっかり、国と県から補助が出てきますので、合わせて国土強靱化地域計画のほうも重ねて次回に向けて執行されていくということになりますので、ぜひ、耐震化のほうも進むように重ねてまた手配していただきたいということをお願いして私の質問を終わります。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（岡村統正君）

23 ページの道の駅浄化槽設置工事についてちょっと2点ぐらい伺いたいと思います。

この浄化槽設置の浄化槽は、国土交通省のトイレとそれから道の駅から出る排水を同じ浄化槽で浄化する計画なのか、それと、その設置する場所、今のヘリポートのヘリ離着場の区域内に設置するのか、それとも外になるのか、どちらになるのか、その2点をお答え願いたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

浄化槽については国交省が設置する24時間のトイレと佐川町が整備する道の駅のトイレ等の浄化槽は別で設置することになっております。

今回、佐川町が工事する浄化槽については、現在ヘリポートの舗装をしている外に設置をしますので、緊急のヘリが来た場合には着

陸ができるという形になっております。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

日程第 2、議案第 78 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は可決されました。

日程第 3、議案第 79 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 79 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は可決されました。

日程第 4、議案第 80 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は可決されました。

日程第 5、議案第 81 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は可決されました。

日程第 6、議案第 82 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は可決されました。

日程第 7、議案第 83 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（齋藤光君）

この議案はですね、管理者の報酬の改正ですが、高北病院の管理

者はどのような業務をどのような方が行っているのでしょうか。お尋ねします。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

病院事業管理者は高北病院の院長が管理者として務めております。平成 22 年度に地方公営企業全部適用となりまして、病院事業管理者が病院の経営、申し訳ないです、経営と全責任をもって管理者がしております。予算、決算等につきましては町長のほうになります。

管理者の任命に当たりましては町長が任命ということになっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

現状、院長が兼務してるということですが、院長はお医者さんなので、毎日診療等の医者としての業務があると思いますけれども、管理者の職務を行うのは実質難しいのではないかなと思います。行えたとしても片手間になってしまうのではないかなと考えられます。そして、院長はですね、医療、医療職の給料表に基づき、給料と各種手当が支給されていると思います。院長の報酬は結構高額で、これは違法でないにしても勤務実態がそぐわないのであれば、町民目線からいけば給料と報酬二重取りみたいな形になってしまうのではないかなと思いますが、どうでしょうか。お答えください。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

院長が管理者ということで決めさせてもらっております。

病院の全ての決定事項につきましては、管理会議行われております。そのトップが管理者として院長に出席していただきまして、毎月 1 回、また、重要な決定事項が病院としてある場合は管理者のもと全て行っております。細かい業務等につきましては、当然主要な業務は医師として、院長として携わっておりますので、代行して病院事務局等業務を行っております。以上です。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 36 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務局長（池内智保君）

続きをお答えさせていただきます。失礼しました。

給料と報酬の二重取りという御質問でありましたが、決して二重取りということにはなっておりません。

医師として、管理者としての給料と、医師と同じ様な医師手当、扶養手当支給になっておりますので、二重取りということではございません。

1 番（齋藤光君）

お答えいただきありがとうございます。

やはり、医者としての日々の業務はかなり忙しいと思いますので、町民目線としてはしっかりとした管理者を別で雇用していただいたほうがいいのかと思います。

病院経営もこれから先厳しいときがくると思いますので、そうした面でいろいろと考えてみてはいかがでしょうか。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 37 分

再開 午前 9 時 41 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

13 番（永田耕朗君）

この管理者の手当が 60 万 2 千円から 60 万 2,400 円に改訂ということですが、この 400 円アップの理由、それを聞かせていただきたい。それと、この宿日直の手当が 2 万円から 3 万円ということですが、けれども、これでどれぐらいの負担増になるのか説明願います。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

管理者の給料につきましては、国の医療職俸給表の 1、5 級 21 号とさせていただきます。

この国の医療職俸給表のほう平成 30 年度に増額になっており

まして、60万2千円になりまして、それに合わせて改訂をしておりました。その後、平成31年度に400円アップしまして、60万2,400円になっておりましたが、据え置きとしておりました。このたび、宿日直の改正もありましたので、据え置きしておりました400円アップを改正ということで上げさせてもらっております。

宿日直手当につきましては、1万円増額ということにさせてもらってます。この理由としましては、当院に常勤医師が7名おりまして、うち、当直ができる医師は5名でございます。この5名が全ての当直をしますと大変な負担でございます。ということで高知医療再生機構であるとか、高知大学大崎診療所、医療センター等へ相談に行きまして、なんとか当直の応援の派遣医師をお願いして、現在30日のうち、10日ほど他院の応援医師で当直を賄っており、負担軽減ができていますところなんです。

で、管理者のほうは2万円で当院のほうも2万という宿日直手当でございましたが、派遣してくださる病院のほうから僻地医療機関へ宿直行くとときと、高北病院へ宿直へ行くとときと金額が高北は低いということで、格差があるのでなんとかしてほしいという相談が来ました。で、医師のほうに管理者を除く医師につきましては、この4月から2万から3万に引き上げて支給をしておりましたが、管理者につきましても、やはりほかの医師と同じように引き上げるべきだということで、今回、4月1日に遡及して支払いをしたいということで、一部改正を上程したわけでございます。1万円増額しますので、管理者が月に4回ほど当直に入っておりますので、月4万の増額で、年間では48万円ほど増額すると思われれます。以上です。

（「はい、わかりました」の声あり）

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 83 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は可決されました。

日程第 8、発委第 3 号、保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（下川芳樹君）

発委第 3 号、令和 3 年 12 月 9 日、佐川町議会議長西森勝仁様、提出者、産業厚生常任委員長下川芳樹。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

裏面のほうの案文を朗読し、提案といたします。

（以下、「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）」朗読）

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

質疑というか、国に対して要望するという最初の 1 というところで、国に対してかぎ括弧があって、かぎ括弧の閉じがありません。ちょっと文章が前後で合わないんじゃないかなと思うんですけど。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 51 分

再開 午前 9 時 52 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

橋元君の言うとおり、訂正箇所は訂正をして提出させていただき

ます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第3号は可決されました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶をお願いします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。12月の定例会の閉会にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、御提案をさせていただきました議案7件、諮問3件、同意案2件につきまして、適切な御審議のうえ、全て

御承認をいただきました。まことにありがとうございました。

私自身、就任後初めての定例会ということで、今後の町政運営に対する私の所信と決意を申し上げさせていただきました。申し上げさせていだきました内容につきましては、今後しっかりと大胆かつスピード感をもって取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても御指導御協力をよろしくお願いをいたします。

また、一般質問におかれましては、11人の議員の皆様から御質問をいただきました。しっかり頑張れという内容の御質問もあり、より一層身の引き締まる思いであります。これからは次世代へつなぐ、一人一人が輝く、明るい元気な温かいまちづくりを職員全員と一緒に協力し、進めてまいります。しかしながら、私自身まだまだ若輩者でありますので、今後とも議員の皆様方には御指導、御鞭撻をお願いいたします。全職員で頑張れば、絶対大丈夫という心を念じ頑張ってまいります。

さて、朝夕はめっきり寒さが厳しくなり、昼夜の寒暖差が大きくなってまいりました。議員の皆様におかれましては、ぐれぐれも健康に留意され、引き続き町政発展のために御尽力をいただきますよう、お願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

12月定例会まことにありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議はこれをもちまして終わります。

令和3年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時56分

